

# 県内初！山国川特定都市河川の指定を目指します

担当：排水対策課 木下（電話 0979-62-9054）

## 【特定都市河川とは】

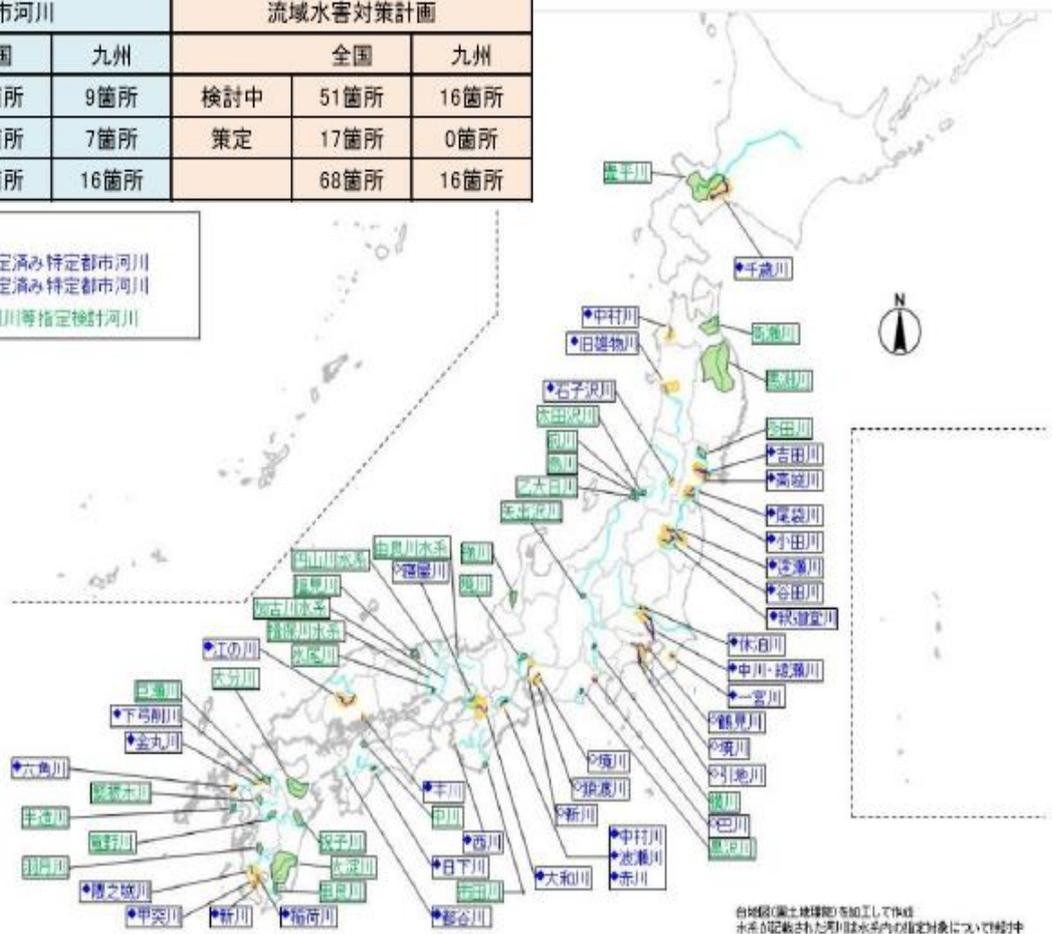
特定都市河川とは、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、都市部を流れる河川の中で、著しい浸水被害が発生し、またはそのおそれがあるにもかかわらず、河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を指します。

## 【全国の状況】

### 特定都市河川の取組状況

	特定都市河川		流域水害対策計画	
	全国	九州	全国	九州
検討中	30箇所	9箇所	検討中	51箇所
指定	38箇所	7箇所	策定	17箇所
合計	68箇所	16箇所	68箇所	16箇所

- 【凡例】
- ◇：法改正前 指定済み特定都市河川
  - ◆：法改正後 指定済み特定都市河川
  - 下線：特定都市河川等指定検討河川

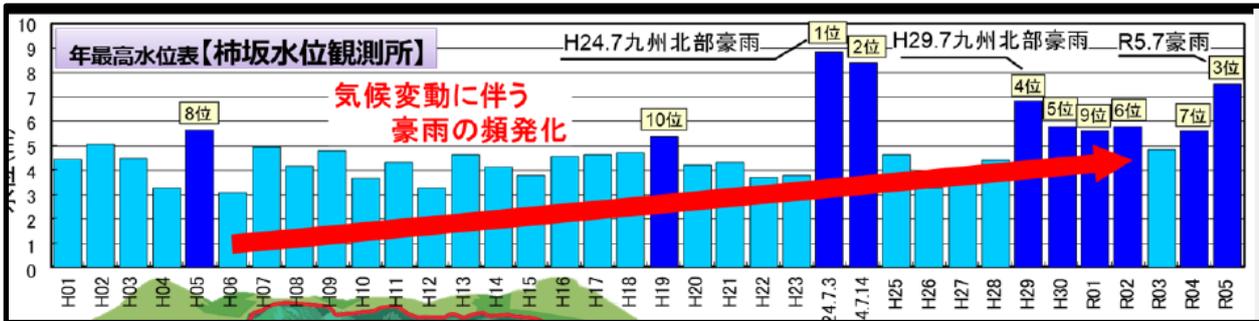


令和7年1月28日時点

台地図(国土院提供)を加工して作成  
 本表に記載された河川は水害内の指定対象について検討中

【背景】

近年、気候変動の影響により、これまで以上に豪雨や災害の激甚化・頻発化の恐れがあります。山国川でも、平成 24 年、平成 29 年、令和 5 年など、近年たびたび豪雨に見舞われています。



このような状況であることから、中津市は国・県と連携し  
山国川の特定都市河川『指定』を今年度目指します。

【指定を目指す狙い】

山国川は、約 9 割を火山岩を主とした山地が占める九州屈指の急流河川です。その為、豪雨時は水位が急上昇しやすく、幾度も浸水被害が発生しています。また、気候変動の影響による降雨量の増加が予測されています。このため、「特定都市河川」の制度も活用し、流域全体で浸水対策に取り組む「流域治水」を強力に推進していきます。これまで災害復旧などの事後保全中心の整備が堤防整備や河道掘削などのハード整備が加速され予防保全を強力に推進し、水害に強い、魅力的なまちづくりを目指します。

【指定されると】

宅地等以外の土地で行う雨水浸透疎外行為（雨水を浸み込みにくくする行為）に貯留・浸水対策が義務付けられます。



新たな開発(1000 m<sup>2</sup>以上)に対して、雨水貯留等対策工事が義務化されます。

【特定都市河川の指定要件】

要件 1 (都市部を流れる河川)

以下のいずれかの区域を流れるか

- ・市街化区域 ・役場等の重要施設が立地する区域
- ・家屋が連坦する地域の中心部 ・その他流域内の人口・資産が集積した区域

要件 2 (著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ)

- ・水防法第 14 条に基づく洪水浸水想定区域の指定済み又は指定予定河川か

要件 3 (河道又は洪水調整ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難)

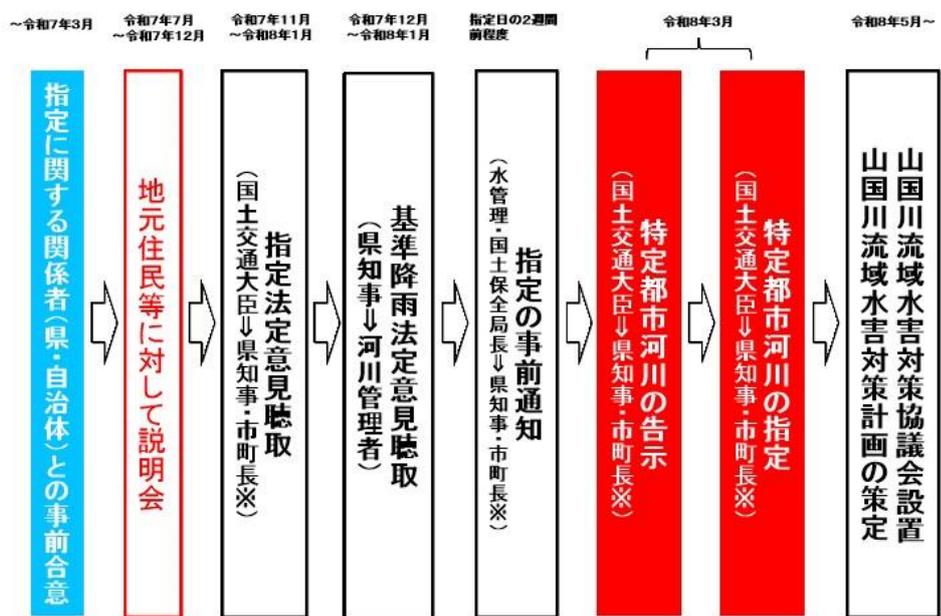
- ・流域内の可住地において市街化されている土地の割合が概ね 5 割以上であり市街化が著しく進展している河川
- ・接続する河川からバックウォーターや接続する河川への排水制限が設定されている河川
- ・地形(狭窄部、天井川)や地質、貴重な自然環境や景勝地の保護のため河床掘削や河道拡幅が困難な河川又は海面の干満差による潮位変動の影響により排水困難な河川

※山国川流域については、3 要件すべてを満たしているため、本耶馬溪町耶馬溪橋から上流部の区域指定を目指しています。

【手続きの流れ】

山国川中上流域の特定都市河川指定に向けた法定手続きの流れ

○山国川中上流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づき河川指定に向けての手続きとして、下記の手順で進めていきます。  
○地元住民等に向けた事前周知について、十分な期間を設けて周知を図ります。



※宇佐市、中津市、日田市、玖珠町



県内初

# 特定都市河川に指定されると

増大する水害リスクに備え、流域治水を強力に推進し、水害に強いまちづくりを目指します

近年、気候変動の影響により、これまで以上に豪雨や災害の激甚化・頻発化の恐れがあります。山国川でも、平成24年、平成29年、令和5年など、近年たびたび豪雨に見舞われています。その為、山国川圏域では、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」に取り組んでいます。特定都市河川の指定は、この「流域治水」を本格的に実践していくものです。



山国川の流域イメージマップ

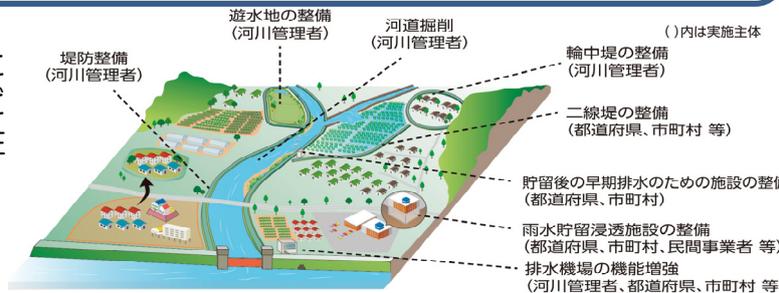
## 1. 計画に基づくハード対策を加速化します

特定都市河川・特定都市下水道の整備

堤防整備や河道掘削などのハード対策を加速化するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制などについて、予算、税制措置等を活用して、より実効性のある対策を進めます。

※流域水害対策計画への位置付けが必要です。

特定都市河川におけるハード対策(河川)の例



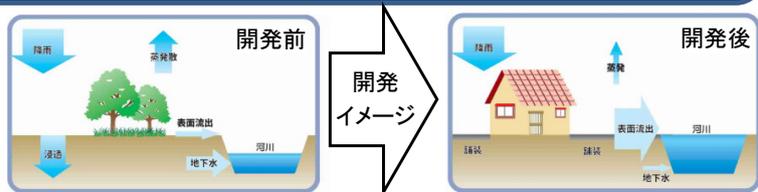
## 2. “いま以上”の雨水流出増加を抑制します

雨水浸透阻害行為の許可(第30条)

保全調整池の指定等(第44条~第52条)

貯留機能保全区域の指定等(第53条~第55条)

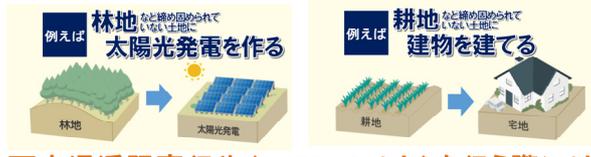
新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出すると、浸水被害の頻度を高める恐れがある為、流出する雨水量が増える恐れのある一定規模※以上の行為の制限や貯留機能の保全を行います。※1,000㎡。



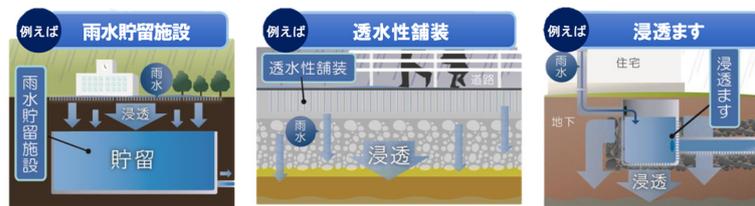
開発等により雨水浸透が阻害された場合、**宅地等へ雨水流出が増加**

### 雨水流出の増加を抑制

一定規模※以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)に対し、対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が義務付けられます。



雨水浸透阻害行為(1,000m<sup>2</sup>以上)を行う際には...



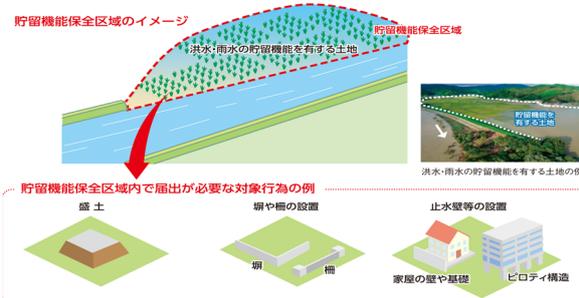
雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要です

### 流域における貯留機能の保全

洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有し、浸水被害の防止や拡大を抑制する効用がある施設・土地に対して、将来にわたってその効用を保全します。

#### ○貯留機能保全区域

- 河川沿いの低地や流域内の窪地などの土地について、土地の所有者の同意を得た上で都道府県知事等が指定できる
- 機能を阻害するおそれのある行為(盛土等)に対する届出を義務付け
- 固定資産税・都市計画税の課税標準に係る減免制度により、土地の所有者の負担を軽減





### 3. 雨水流出のさらなる抑制をします

雨水貯留浸透施設整備計画の認定（第11条）

雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助（第16条、第79条）

地方公共団体や民間事業者等による雨水浸透や貯留に係る取組みを一層促進するため、法定補助制度や認定制度により支援します。

#### 雨水貯留浸透施設の例

①平時の利用(例:テニスコートとして)を可能とする事例 ②敷地内の地下に貯留施設を設置した事例

【平常時】

【出水時】



<交付金による支援> (R3.4~)

予算：国の補助率：1/3

※但し民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

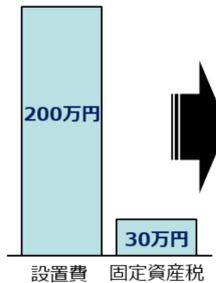
<特定都市河川流域での支援> (R3.11~)

予算：国の補助率：1/2

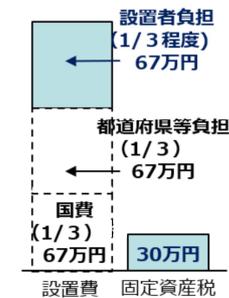
税制：固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合\*に軽減

\*1/3を参酌して、1/6~1/2の範囲

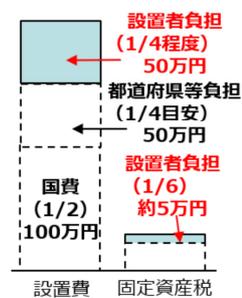
[ 支援無し ]  
負担総額 230万円



[ 交付金による支援 ]  
最小約97万円程度



[ 特定都市河川流域での支援 ]  
最小約55万円程度



### 4. 水害リスクを減らすまちづくり・住まい方の工夫

浸水被害防止区域の指定等（第56条～第76条）

浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、都道府県知事が「浸水被害防止区域」として指定し、「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を重層的に推進します。

#### 浸水被害防止区域のイメージ



#### 浸水被害防止区域指定により活用可能な支援制度の例

##### 高上げ等の支援制度

災害危険区域等建築物防災改修等事業

・区域内の住宅・建築物の改修に係る支援

流域治水整備事業／特定都市河川浸水被害対策推進事業

・区域内の宅地の高上げ等に係る支援

##### 移転の支援制度

防災集団移転促進事業

・区域内から住居の集団移転を行う場合の事業に係る支援

がけ地近接等危険住宅移転事業

・区域内からの住宅の移転に係る支援

都市構造再編集中支援事業

・居住誘導促進事業における浸水被害防止区域等からの移転支援を強化

流域治水整備事業／特定都市河川浸水被害対策推進事業

・区域内からの家屋の移転に係る支援

#### 「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部等を流れる河川及びその流域について、**浸水被害防止のための対策を推進する法律**です。



特定都市河川  
ポータルサイト

#### なぜ「特定都市河川」「特定都市河川流域」の指定を目指すのか？

山国川は、約9割を火山岩を主とした山地が占める九州屈指の急流河川です。その為、豪雨時は水位が急上昇しやすく、幾度も浸水被害が発生しています。また、気候変動の影響による降雨量の増加が予測されています。

このため「特定都市河川」の制度も活用し「流域治水」を強力に推進し、水害に強い、魅力的なまちを目指します。

#### 「特定都市河川流域」に指定されるとどうなるのか？

流域内の水害リスクを増やさないように、また、浸水被害対策の効果が減少しないように、宅地等以外の土地で行う**雨水浸透阻害行為（雨水を浸みこみにくくする行為）**に、貯留・浸透対策が義務付けられます。